

(意見書案第 16 号)

朝鮮民主主義人民共和国による弾道ミサイル発射及び核実験に関する意見書

去る 8 月 29 日午前 6 時ころ、朝鮮民主主義人民共和国（以下、「北朝鮮」という。）が発射した弾道ミサイルは、本道上空を通過したのち、襟裳岬の東方 1,180 キロの洋上に落下した。

昨年以降、北朝鮮は事前に何らの通告もなく弾道ミサイルの発射を繰り返し、我が国の排他的経済水域内に到達するという状況が続いている。特に今回の発射は、本道の上空を通過するという極めて憂慮すべき事態で、また本道近海の洋上に落下したことは、当市の基幹産業である漁業従事者の生命が危険にさらされるという、これまでにない深刻かつ重大な脅威であり、市民の不安も高まっている。さらに 9 月 3 日には、再度 6 回目の核実験が強行された。

北朝鮮のこうした行為は、8 月 5 日に国連安全保障理事会で採択された安保理決議第 2371 号を始めとする累次の安保理決議や日朝平壤宣言に違反するものであり、断じて容認することはできない。

よって、国においては、北朝鮮によるこのような暴挙が二度と繰り返されることのないよう下記の事項について取り組むよう強く要望する。

記

- 1 米国、韓国と緊密に連携し、中国、ロシアといった関係国にも働きかけ、ミサイル発射問題を直ちに国連安保理で取り上げ、国際社会の一致した意思を決議で明確にすべく、さらなる外交努力を行うこと。
- 2 ミサイル発射の情報収集及び把握、国民に対する迅速で的確な情報提供、国民の安全、安心の確保に最大限意を用いること。
- 3 国連安保理での制裁決議の履行に日本政府としても万全を期すこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 29 年 9 月 15 日

釧路市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
法務大臣
防衛大臣
内閣官房長官
内閣府特命担当大臣（防災）

} 宛